

葉山町真名瀬漁港管理条例及び葉山町風致地区条例の一部を改正する条例

葉山町真名瀬漁港管理条例（平成13年葉山町条例第6号）及び葉山町風致地区条例（平成26年葉山町条例第19号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和6年2月13日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うため提案するものです。

葉山町条例第 号

葉山町真名瀬漁港管理条例及び葉山町風致地区条例の一部を改正する
条例

(葉山町真名瀬漁港管理条例の一部改正)

第1条 葉山町真名瀬漁港管理条例（平成13年葉山町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(葉山町風致地区条例の一部改正)

第2条 葉山町風致地区条例（平成26年葉山町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第21号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例の概要

題名

葉山町真名瀬漁港管理条例及び葉山町風致地区条例の一部を改正する条例

1 趣旨

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内容

葉山町真名瀬漁港管理条例及び葉山町風致地区条例中の「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改めることとした。

3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

葉山町真名瀬漁港管理条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町真名瀬漁港管理条例 平成13年4月9日条例第6号 (趣旨) 第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、本町が管理する真名瀬漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>○葉山町真名瀬漁港管理条例 平成13年4月9日条例第6号 (趣旨) 第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、本町が管理する真名瀬漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。</p>

葉山町風致地区条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町風致地区条例 平成26年12月22日条例第19号 (適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる行為については、前条第1項及び第3項の規定は、適用しない。この場合において、その行為をしようとする者は、当該行為をしようとする日前相当の期間において町長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(21) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工事</p> <p>(22)～(36) (略)</p>	<p>○葉山町風致地区条例 平成26年12月22日条例第19号 (適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる行為については、前条第1項及び第3項の規定は、適用しない。この場合において、その行為をしようとする者は、当該行為をしようとする日前相当の期間において町長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(21) <u>漁港漁場整備法</u>(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工事</p> <p>(22)～(36) (略)</p>